

船舶インシデント調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

| | |
|----------------------------------|--|
| インシデント種類 | 運航不能（燃料供給不能） |
| 発生日時 | 令和元年11月10日 14時00分ごろ |
| 発生場所 | 山口県下関市神田岬西方沖 矢玉港A防波堤灯台から真方位288° 3.1海里付近 （概位 北緯34° 17.3′ 東経130° 49.6′） |
| インシデントの概要 | プレジャーボート慶幸丸は、南進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。 |
| インシデント調査の経過 | 令和元年11月21日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 | プレジャーボート 慶幸丸、5トン未満（長さ11.65m） 291-28609山口、個人所有 ディーゼル機関、4サイクル、出力235kW、連続最大回転数毎 分2,200、使用燃料軽油 |
| 乗組員等に関する情報 | 船長、一級小型・特殊・特定 |
| 負傷者 | なし |
| 損傷 | なし |
| 気象・海象 | 気象：天気 晴れ、風向 東、風速 約5m/s、視界 良好 海象：波高 約1m |
| インシデントの経過 | 本船は、船長が乗り組み、友人5人を乗せ、釣りを終えて帰航中、 主機が停止して運航不能となり、船長が、主機を点検したが原因が分 からなかったため、海上保安庁に救助を要請し、巡視艇にえい航され て帰港した。 本船は、帰港後、船長が、再度主機の点検を行ったところ、主機入 口の燃料こし器がスラッジで目詰まりしていることが分かり、同こし 器の清掃を行った結果、主機が正常に始動した。 船長は、主機の燃料こし器の清掃を約6年間行っていなかった。 |
| 分析 | 本船は、主機の燃料こし器の清掃を約6年間行っていない状態で航 行中、同こし器がスラッジで目詰まりして燃料が供給されなくなった ことから、主機が停止して運転ができなくなり、運航不能となったも のと推定される。 |
| 原因 | 本インシデントは、本船が、主機の燃料こし器の清掃を約6年間行 っていない状態で航行中、同こし器がスラッジで目詰まりして燃料が 供給されなくなったため、主機が停止して運転できなくなったこと により発生したものと考えられる。 |
| 再発防止策 | 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考 えられる。 |

| | |
|--|------------------------|
| | ・定期的に主機の燃料こし器の清掃を行うこと。 |
|--|------------------------|